

改正案	現 行
<p>（無線局の種別及び定義）</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p> <p>一〜三の二 （略）</p> <p><del>三の三 地上一般放送局 地上一般放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第四号の二に規定する地上一般放送をいう。以下同じ。）を行う無線局であつて、地上一般放送を行う実用化試験局以外のものをいう。</del></p> <p>四〜二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（無線局の種別及び定義）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一〜三の二 （同上）</p> <p>四〜二十九 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>
<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p> <p>表（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>1 デジタル放送（F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹</p>	<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 （同上）</p> <p>表（同上）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>1 デジタル放送（F七W電波及びG七W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（地上基幹放送試験局及び基幹</p>

放送を行う実用化試験局を含む。)及び地上一般放送局(地上一般放送を行う実用化試験局を含む。)並びに設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十二に規定する放送番組中継を行う固定局(いずれもG七W電波を使用するものを除く。)の送信設備

二〇五 (略)

3 (略)

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

一〇六 (略)

七 コミュニティ放送(放送法施行規則別表第五号(注)十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)を行う基幹放送局

八〇十一 (略)

(免許等の有効期間)

第七条 法第十三条第一項の総務省令で定める免許の有効期間は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

二の二 地上一般放送局(エリア放送(放送法施行規則第四百四十一条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行う

放送を行う実用化試験局を含む。)並びに設備規則第三十七条の二十七の二十一に規定する番組素材中継を行う無線局及び同令第三十七条の二十七の二十二に規定する放送番組中継を行う固定局(いずれもG七W電波を使用するものを除く。)の送信設備

二〇五 (同上)

3 (同上)

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)

第六条の四 (同上)

一〇六 (同上)

七 コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注)十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)を行う基幹放送局

八〇十一 (同上)

(免許等の有効期間)

第七条 (同上)

一・二 (同上)

ものに限る。) 一年

三〇七 (略)

第八条 前三条の規定は、同一の種別（地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。）とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区分別とする。）に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局にあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日（以下この項において「一定日」という。））に免許等（法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。）をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる無線局には適用しない。

一・二 (略)

二の二 地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

三〇十四 (略)

三〇七 (同上)

第八条 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

三〇十四 (同上)

(公表する免許状等記載事項)

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状等（法第二十五条第一項に規定する免許状等をいう。以下同じ。）に記載された事項のうち総務大臣が公表するものは、次の各号に定める事項以外のものとする。

一～三 (略)

2 (略)

3 (略)

一～三 (略)

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの、エリア放送の業務を行う者が開設するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4 (略)

(請求の単位)

第十一条の二の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一～三 (略)

三の二 地上一般放送局

四～二十五 (略)

(公表する免許状等記載事項)

第十一条 (同上)

一～三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一～三 (同上)

四 放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者が、一般放送の業務の円滑な遂行を図るために開設するもの（前号に該当するもの及び有線電気通信設備を用いてラジオ放送の業務を行う者が開設するものを除く。）

4 (同上)

(請求の単位)

第十一条の二の五 (同上)

一～三 (同上)

四～二十五 (同上)

2・3 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

三の二 地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）

四〜二十四 (略)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 (略)	(略)
二 固定局、基幹放送局及び地上一般放送局の無線設備	(略)
三〜五 (略)	(略)

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる

2・3 (同上)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 (同上)

一〜三 (同上)

四〜二十四 (同上)

(電波の発射の防止)

第四十二条の二 (同上)

無線設備	必要な措置
一 (同上)	(同上)
二 基幹放送局及び固定局の無線設備	(同上)
三〜五 (同上)	(同上)

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる

無線局)

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

三 法別表第六の九の項に掲げる無線局のうち、エリア放送を行うもの

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 (略)

(1) 固定局、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (略)

二 八 (略)

二 四 (略)

(書類の提出)

第五十二条 (略)

二 四 (略)

無線局)

第五十一条の九の六 (同上)

一 二 (同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五 (同上)

一 (同上)

(1) 固定局、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局

(2) (同上)

二 八 (同上)

二 四 (同上)

(書類の提出)

第五十二条 (同上)

二 四 (同上)

5 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、総務大臣が別に告示するところによる。

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 (略)

2・3 (略)

4 エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1～4 (略)	(略)
5 <u>地上一般放送局</u> 、 <u>気象援助局</u> 、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局 (9の項及び10の項に掲げる無線局を除く。)	(略)
6～10 (略)	(略)

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 (同上)

2・3 (同上)

別表第二号の二の二 (第11条の2の3関係)

無線局の種別	情報提供項目
1～4 (同上)	(同上)
5 <u>気象援助局</u> 、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局 (9の項及び10の項に掲げる無線局を除く。)	(同上)
6～10 (同上)	(同上)

注1・2 (略)

別表第二号の二の四 (第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書 (略)

注1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (3)の無線局の種別は、第11条の2の5に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	F X	無線呼出局	R P	宇宙局	M E
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	B B	陸上移動中継局	F B R	衛星基幹放送局	E V
特定地上基幹放送局	B C	陸上移動局	M L	衛星基幹放送試験局	E B E
特定地上基幹放送試験局以外の地上	B D	無線航行陸上局	R L	人工衛星局	E K T

注1・2 (同上)

別表第二号の二の四 (第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書 (同上)

注1・2 (同上)

3 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	F X	陸上移動中継局	F B R	宇宙局	M E
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	B B	陸上移動局	M L	衛星基幹放送局	E V
特定地上基幹放送局	B C	無線航行陸上局	R L	衛星基幹放送試験局	E B E
特定地上基幹放送試験局以外の地上	B D	無線標定陸上局	L R	人工衛星局	E K T

<u>基幹放送試験局</u>					
<u>特定地上基幹放送試験局</u>	<u>B E</u>	<u>無線標定陸上局</u>	<u>L R</u>	<u>実験試験局</u>	<u>E X</u>
<u>地上一般放送局</u>	<u>B G</u>	<u>無線標識局</u>	<u>R B</u>	<u>実用化試験局</u>	<u>D V T</u>
<u>海岸局</u>	<u>F C</u>	<u>海岸地球局</u>	<u>T I</u>	<u>気象援助局</u>	<u>S M</u>
<u>航空局</u>	<u>F A</u>	<u>航空地球局</u>	<u>T B</u>	<u>標準周波数局</u>	<u>S S</u>
<u>基地局</u>	<u>F B</u>	<u>携帯基地地球局</u>	<u>T Y P</u>	<u>特別業務の局</u>	<u>S P</u>
<u>携帯基地局</u>	<u>F P</u>	<u>地球局</u>	<u>T C</u>		

<u>基幹放送試験局</u>					
<u>特定地上基幹放送試験局</u>	<u>B E</u>	<u>無線標識局</u>	<u>R B</u>	<u>実験試験局</u>	<u>E X</u>
<u>海岸局</u>	<u>F C</u>	<u>海岸地球局</u>	<u>T I</u>	<u>実用化試験局</u>	<u>D V T</u>
<u>航空局</u>	<u>F A</u>	<u>航空地球局</u>	<u>T B</u>	<u>気象援助局</u>	<u>S M</u>
<u>基地局</u>	<u>F B</u>	<u>携帯基地地球局</u>	<u>T Y P</u>	<u>標準周波数局</u>	<u>S S</u>
<u>携帯基地局</u>	<u>F P</u>	<u>地球局</u>	<u>T C</u>	<u>特別業務の局</u>	<u>S P</u>
<u>無線呼出局</u>	<u>R P</u>				

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の電波法施行規則第七条第一号の二の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間に免許する地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。）の免許の有効期間は平成二十五年三月三十一日までとする。